

◎原子力損害の賠償に関する法律及び

原子力損害賠償補償契約に関する法

律の一部を改正する法律

(平成二六年一月二八日法律第一三四号)

一、提案理由(平成二六年一月三二日・衆議院文部科学 委員会)

○下村国務大臣 このたび政府から提出いたしました原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案及び原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の当事国として、原子力損害に関する国際的な賠償制度の構築に貢献することが我が国の責務と考えられます。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律

このような状況の中で、締約国間で補完的な資金調達制度を設けること及び事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定め、国際原子力機関において平成九年に採択された原子力損害の補完的な補償に関する条約につきまして、我が国として締結することを承認いただくために、今国会に提出されているところであります。

今般提出いたしました二つの法律案は、ともに相まって、この条約の適確な実施を確保するための所要の国内法整備を行うことを目的とするものであります。

………(略)………

次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案について内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償責任に関する特約及び求償権に関する特約は書面によることとし、原子力事業者は、他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるときであつて、当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合は、その者に対して求償権を有することとしております。

第二に、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約については、保険者及び政府

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

は、当該運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととしております。

なお、この法律案は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告

(平成二六年一月一三日)

(原子力損害の補完的な賠償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律(平二六法一三三)の委員長報告を一括して掲載)

○附帯決議(平成二六年一月二二日)

(原子力損害の補完的な賠償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律(平二六法一三三)の附帯決議を一括して掲載)

三、参議院文部科学委員長報告

(平成二六年一月二二日)

○水落敏栄君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案は、我が国の原子力損害賠償制度を同条約上の制度と適合させるための法整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、我が国が条約を締結する意義、原賠法の抜本的な見直しに向けた政府の検討状況、我が国のエネルギー政策の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律